

第3節 計画の位置付け

地域計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、国が「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（最終変更令和7年（2025）3月文化庁）で示した文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランかつアクションプランとして、『大分県文化財保存活用大綱』を勘案、及び本市のまちづくりの上位計画である『第5次津久見市総合計画』との整合性を図りながら作成した。併せて庁内関係課が策定等を行った各種計画との連携・調整を図った。

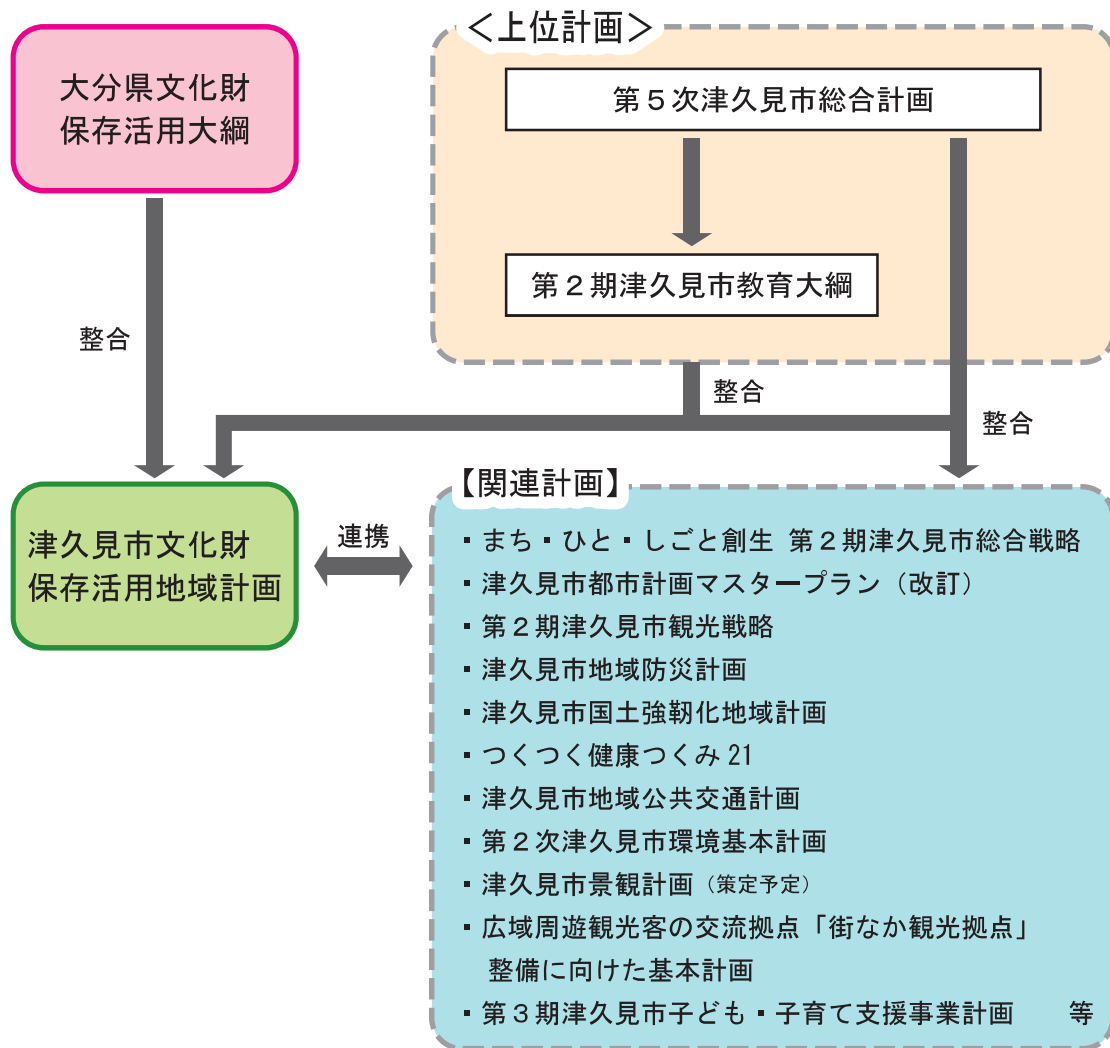


図1 関係計画相関図

(1) 上位計画

第5次津久見市総合計画 2021年改訂版 ※次期計画を策定中			
本市の行政運営の最上位計画で、計画的なまちづくりを推進するための総合的な指針を示すもの。			
改訂年月	令和3年(2021)3月	計画期間	令和3年度(2021)～令和7年度(2025)
将来像	誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～		
地域計画との 関連概要	六つの基本目標のうちの一つ、「教育・文化分野：郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち」の中で、本市の民俗芸能や伝統行事及び文化財の保存や市民による活用を図ることを施策の目指す姿の一つとし、地域の資源の学習機会の提供や、文化財の保存と継承、伝統文化・行事の保護・活用、歴史・文化資料の整備と活用等を主要な施策として挙げている。		

第2期津久見市教育大綱 ※次期大綱を策定予定			
本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。			
策定年月	令和3年(2021)10月	計画期間	令和3年度(2021)～令和7年度(2025)
基本理念	郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち		
地域計画との 関連概要	「地域文化の伝承と芸術文化活動の充実」の中で、本市の歴史や文化、風土、地域に残る文化財等を市民に周知するため、活動団体と連携しその普及を図り、学校教育、生涯学習の場等文化財とふれあう機会を作ることを挙げている。		

(2) 主な関連計画

まち・ひと・しごと創生 第2期津久見市総合戦略 ※次期計画を策定中			
総合計画で示されるものの中で、特に少子高齢化、人口減少社会に対応する取組を特化して示すもの。			
策定年月	令和3年(2021)2月	計画期間	令和3年度(2021)～令和7年度(2025)
重点目標	若い世代が未来を託せるまちづくり		
地域計画との 関連概要	四つの基本目標のうちの一つ、「子育て世代に選ばれる、産み、育てやすい環境づくり」の中で、小中学校の学校教育では、ふるさと教育によって郷土愛を醸成することを基本的方向の一つとしている。		

津久見市都市計画マスタープラン（改訂）	
都市計画に関する長期的な展望に立った都市づくりの総合的な指針。	
改訂年月	令和4年（2022）3月
将来像	誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～ ～市中心部を拠点とした新しい都市の創造と魅力ある地域資源に囲まれた 環境を生かし、市民一人ひとりの安心・安全とゆとりある暮らしを魅せる～
地域計画との 関連概要	七つの基本目標のうちの一つ、「自然・産業景観の活用」で、基本方針として、本市の持つ景観の魅力への理解や保全を通じて景観意識を市全体で醸成しつつ、津久見らしい景観について市民の中で共通認識を高める活動を推進していく必要があるとしている。また、多くの石造文化財や民俗芸能等の歴史的資源の保存・継承が必要であることも挙げている。

第2期津久見市観光戦略			
本市における観光産業の育成や地方創生人材の確保・育成、まちの賑わい創出等の総合的な推進を目的として策定した、観光振興の新たな指針。			
策定年月	令和4年（2022）3月	計画期間	令和4年度（2022）～令和8年度（2026）
戦略目標	観光を通じた地域産業の振興と地域の活力創造		
地域計画との 関連概要	文化財や歴史・食・伝統行事・自然等を観光資源として捉えている。三つの基本方針のうちの一つ、「市民が「誇れる」津久見の発見と発信」で、本市の魅力が市民が再認識することで、保存・継承につなげることを目的として、津久見の魅力の再発見を重点施策として挙げている。また、基本方針「津久見の振興と活力を生み続ける土台づくり」で、広域観光も視野に入れた津久見の観光拠点の魅力強化・拡充を重点施策として挙げている。		

津久見市地域防災計画（地震・津波対策編、風水害等対策編）	
災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災事務や減災事務又は業務の処理に関し、総括的な方針及び実施基準を示すもの。	
策定年月	昭和54年（1979）4月（最新：令和7年（2025）3月改正）
計画の理念	「市民の生命、身体と財産を災害から保護する」という*防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等について基本的な目標を設定し各々の施策を有機的に結び付けながら*防災対策を総合的に推進する。 ※地震・津波対策の場合は防災・減災
地域計画との関連概要	文化財の災害予防対策で、文化財建造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（地震・津波対策）や、文化財防火施設の設置促進と維持管理（風水害等対策）、災害教育の伝承を挙げている。災害教育の伝承は、大災害に関する各種資料等のアーカイブ化や、災害に関する石碑等の持つ意味を正しく後世に伝えることとしている。また、文化財等の応急対策で、文化財の被害状況の調査や被災状況の連絡体制、文化財保護のための指導、地域に残る遺産の保全に関する事項を挙げている。

津久見市国土強靱化地域計画			
国土強靱化の基本理念や基本計画を踏まえ、防災・減災等に関する施策を計画的に推進するための指針。			
策定年月	令和3年（2021）2月	計画期間	令和3年度（2021）～令和7年度（2025）
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の保護が最大限に図られること。 ・本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。 ・迅速な復旧・復興に資すること。 		
地域計画との関連概要	災害発生後において火災等により喪失が予想される貴重な文化財や環境的資産を守るための施設の整備に取り組むこと、また、万が一の喪失に備えて郷土資料等のデジタルデータ化を推進することを施策として挙げている。		

つくつく健康つくみ21			
健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置付け、一体的に策定する計画。			
策定年月	令和6年（2024）3月	計画期間	令和6年度（2024）～令和17年度（2035）
基本理念	すべての市民が生涯を通じて心身ともに、健康で心豊かに暮らしていくことを目指します		
地域計画との関連概要	食育推進計画（つくみ食育プラン）の四つの基本目標のうちの一つ、「未来につながる食文化（食文化・郷土料理）」で、「郷土料理や和食を継承していこう」を実践目標としている。		

津久見市地域公共交通計画			
現在や将来予想される問題点について調査・分析を行い、市の課題を整理した上で、市の将来の形を見据え、実態に沿った持続可能な公共交通のあり方を示すもの。			
策定年月	令和6年(2024)6月	計画期間	令和6年(2024)7月～令和11年(2029)9月
基本的な方針	多様な都市活動を支える快適で利便性の高い公共交通による、笑顔と活力あふれるまちの実現		
地域計画との関連概要	四つの目標のうちの一つ、「まちづくり・観光振興と連携した公共交通」は、市中心部等におけるまちづくりや観光振興と連携して、交通結節点機能や滞在性を強化し、快適な公共交通の推進を図ることとしている。		

第2次津久見市環境基本計画			
環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、環境分野に関する各種計画や施策を立案・実施する上で基本となるもの。			
策定年月	平成31年(2019)3月	計画期間	平成30年度(2018)～令和7年度(2025)
望ましい環境像	美しい津久見の環境を次世代につなぐまち		
地域計画との関連概要	三つの基本目標のうちの一つ、「景観の保全・整備」の基本施策として、「津久見らしい」景観の発見・発掘活動の推進、「津久見らしい」景観形成の推進、「自然景観の保全」を挙げている。本市の豊かな自然や、独自の産業景観等、本市の持つ景観の魅力への理解や保全といった景観意識を市全体で醸成しつつ、「津久見らしい」景観について市民の中で共通認識を高める活動を推進することとしている。		

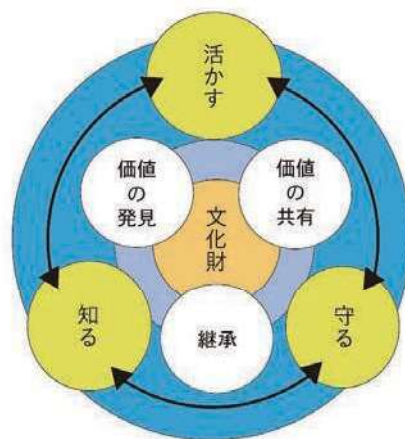
津久見市景観計画(策定予定)	
景観計画は景観法に基づき、地域の良好な景観の保全・形成・創出を図るため、その区域における建築物や開発行為等に関するルールを定めることで基本的な方針及び行為の制限に関する事項等を明確にし、良好な景観の形成を図るもの。	
策定予定年	令和8年(2026)

広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本計画	
街なか観光拠点に整備する機能や配置計画、整備・運営の手法等、街なか観光拠点の実現に向けた具体的な方策について示すもの。	
策定年月	令和4年(2022)3月
地域計画との関連概要	街なか観光拠点の機能の一つに「地域連携機能」を挙げている。その地域連携機能の中で、産業や歴史を学習でき、地域住民や観光客が楽しみながら本市への理解を深めることができる展示機能を挙げている。

第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画			
子育てサービスを充実させ、よりニーズにあった子育てサービスを目指した取組を計画的に推進するために策定したもの。			
策定年月	令和7年(2025)3月	計画期間	令和7年度(2025)～令和11年度(2029)
目指す姿	かがやけ未来へ みんなで育てる つくみっ子		
地域計画との 関連概要	乳幼児教育の充実で、こどもが地域の資源(人・自然・食・歴史等)とふれあえる地域のイベントへ参加する機会を増やすことで、郷土を愛せる子どもの育成につなげることを挙げている。		

(3) 大分県の関連計画

大分県文化財保存活用大綱	
文化財保護法第183条の2の規定に基づき、文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を明確にするもの。	
策定年月	令和3年(2021)3月
基本方針	地域とともに 活かして守る 大分の文化財
地域計画との 関連概要	<p>人々が文化財の価値を主体的に発見し、その価値を共有することにより、持続可能な文化財の継承が図られる社会を構築することを目指すべき将来像としている。</p> <p>方向性として①文化財を「知る」②文化財を「活かす」③文化財を「守る」が挙げられている。目指すべき将来像と方向性に沿って、県や市町村、文化財所有者や地域住民、関係団体と連携し、「オール大分」で文化財の適切な保存・活用に取り組むこととしている。</p> <p>防災・災害発生時の対応で、平常時における取組として、日頃から防災・減災を意識し、万が一災害が発生した場合に備えて、防災計画の作成、防災訓練の実施、未指定文化財のリスト化と関係機関への共有等が挙げられている。</p>



持続可能な文化財保護体制のサイクル